

運転者適性診断（初任診断・適齢診断）受診要領

平成31年度
(一社) 東京都トラック協会

1. 適性診断補助 協定先適性診断認定機関

適性診断補助の対象は、次の認定機関において実施する初任診断及び適齢診断とする。

- (1) 独立行政法人 自動車事故対策機構 東京主管支所
〒 130-0013 東京都墨田区錦糸1-2-1 アルカセントラルビル8階
- (2) 独立行政法人 自動車事故対策機構 神奈川支所
〒 222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-11-1 神奈川県トラック総合会館
- (3) ヤマト・スタッフ・サプライ 株式会社 東京研修センター
〒 135-0064 東京都江東区青海2-4-32 タイム24ビル11階北棟
- (4) 一般社団法人 こころード (旧: トラスト・エージェント)
〒 144-0052 東京都大田区蒲田5-15-8 蒲田月村ビル6階
- (5) 株式会社 都南自動車教習所 (神奈川安全運転研修センター)
〒 252-0021 神奈川県座間市緑ヶ丘4-20-1
- (6) 杉並交通 株式会社
〒 168-0072 東京都杉並区高井戸東3-36-15
- (7) 飛鳥ドライビングカレッジ川崎
〒 210-0025 神奈川県川崎市川崎区下並木97
- (8) 青伸産業運輸 株式会社
〒 198-0023 東京都青梅市今井3-10-1
- (9) アンモータースクール
〒 331-0065 埼玉県さいたま市西区二ツ宮797-1
- (10) 株式会社 京成ドライビングスクール
〒 125-0054 東京都葛飾区高砂5-54-10

2. 運転者適性診断補助の対象

- | | |
|---------------|--------------------------------------|
| (1) 補助対象者 | 東ト協の会員事業所に所属する運転者等 |
| (2) 補助対象とする診断 | 初任診断及び適齢診断
(上記1. の協定先認定機関での受診に限る) |
| (3) 補助金額 | 受診1名あたり 2,000円 |
| (4) 年間対象人数 | 2,200名 |
| (5) 年間補助額 | 4,400,000円 |

3. 運転者適性診断（初任診断又は適齢診断）受診の取扱い

協定先認定機関が実施する運転者適性診断（初任診断又は適齢診断）の受診料の一部補助の手続きは以下による。

- (1) 受診を希望する会員事業所は、所属する支部において、事前に「平成31年度適性診